

新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

新 解 釈 運 用 基 準	旧 解 釈 運 用 基 準
<p>第3 ゲームセンター等の定義について（法第2条第1項第5号関係）</p> <p>1 (略)</p> <p>2 遊技設備 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 前三号に掲げるもののほか、遊技の結果が数字、文字その他の記号又は物品により表示される遊技の用に供する遊技設備（人の身体を表示する遊技の用に供するものその他射幸心をそそるおそれがある遊技の用に供されないことが明らかであるものを除く。） (施行規則第3条第4号)</p> <p>遊技の結果が数字等に表示される遊技設備のうち、遊技の結果を数字等に表示し、その結果により優劣を争うもので、(1)から(3)までに掲げるものを除いたものをいう。</p> <p>このうち、人の身体を表示する遊技の用に供するものとは、投げた球のスピードを計測するもの、パンチの強さを計測するもの等、人の身体的能力を計測するものをいう。</p> <p>また、射幸心をそそるおそれのある遊技の用に供されないことが明らかであるものとは、同一の条件の下に繰り返し遊技したとしても結果に変わりがない遊技設備をいい、生年月日、血液型、自己の性格等を入力して遊技する占い機がこれに該当する。</p> <p><u>このほか、運動競技又は運動競技の練習の用に供されている実態が認められる遊技設備については、営業者により、当該遊技設備が本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技の用に供されないために必要な措置が適切に講じられていると認められる場合には、当面、賭博、少年のたまり場等の問題が生じないかどうかを見守ることとし、規制の対象としない扱いとする。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>附 則 この基準は、平成30年9月25日から施行する。</p>	<p>第3 ゲームセンター等の定義について（法第2条第1項第5号関係）</p> <p>1 (略)</p> <p>2 遊技設備 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 前三号に掲げるもののほか、遊技の結果が数字、文字その他の記号又は物品により表示される遊技の用に供する遊技設備（人の身体を表示する遊技の用に供するものその他射幸心をそそるおそれがある遊技の用に供されないことが明らかであるものを除く。） (施行規則第3条第4号)</p> <p>遊技の結果が数字等に表示される遊技設備のうち、遊技の結果を数字等に表示し、その結果により優劣を争うもので、(1)から(3)までに掲げるものを除いたものをいう。</p> <p>このうち、人の身体を表示する遊技の用に供するものとは、投げた球のスピードを計測するもの、パンチの強さを計測するもの等、人の身体的能力を計測するものをいう。</p> <p>また、射幸心をそそるおそれのある遊技の用に供されないことが明らかであるものとは、同一の条件の下に繰り返し遊技したとしても結果に変わりがない遊技設備をいい、生年月日、血液型、自己の性格等を入力して遊技する占い機がこれに該当する。</p> <p>(5) (略)</p> <p>附 則 この基準は、平成30年2月1日から施行する。</p>